

2023年11月17日 No.169

全国一般労働組合全国協議会

編集発行人 池内 顕典
東京都港区芝 2-8-13 KITAハイム芝3F
TEL03-6779-8382 FAX03-6453-7857
URL: http://www.nugw.jp
E-mail: nugw@nugw.jp

全国一般全国協

全国協第33回大会成功のうえに
年末闘争から24春闘を闘おう!!

◎ガザ地区へのイスラエル軍侵襲
やめる!! 即時停戦を!!



10月7日以来、イスラエル軍はハマス壊滅をかけたガザ地区に軍事進攻して再占領をめざしている。国際人道法違反の病院への空爆をおこなっている。10月27日の国連総会では、人道的休戦を求める決議に、あるうことか日本代表は棄権した。
パレスチナ自治区ガザ地区の当局によると、11月13日現在で、すでに1万1240人が死亡、うち4630人が子供という。ガザでの双方の死者は1万2000人を超える。
「虐殺はやめる、即時停戦を」と世界中で、日本で、民

衆デモがわき起こっている。

◎第33回大会の成功から、年末闘争で生活一時金かちとり、24春闘へ!!

私たち全国協は、9月9・10日と東京で対面方式の第33回定期全国大会を開催した。21人の代議員はじめ全体約60人の参加で成功をかちとった。物価高騰・実質賃金低下が放置されたまま、貧困・格差の拡大が一層深刻化している事が再確認された。

進行する円安はついに本年11月には151円後半に至っている。同時に、岸田政権の大規模金融緩和とほぼゼロ金利政策の継続によって、株価3万2700円以上の高水準となった。トヨタはじめ自動車や電機などの輸出大企業と、富裕層だけが、税制を含め大優遇されている。企業の内部留保は、511兆円(22年度・前年比5・6%増)と過去最高を更新している。昨年度の消費者物価指数

ウクライナ戦争の 에스カロートと泥沼化にも反対し、ガザ地区での「即時停戦」の声をあげよう。

3・8%、23春闘で連合の大企業労働者1人あたり賃金は約611万円(前年比3・5%増)に対して、中小企業では2・9%増でしかなかった。連合のベア2%要求では、とても物価高騰には追いつくものではなかった。昨年の年収3000

◎岸田政権の労基法の解体・労働法制の改善、「雇用の流動化」を許すな!!

10月20日「新しい時代の働き方に関する研究会報告」が公表された。
雇用流動化として、「雇

用身分制政策」すなわち雇用形態による労働者の差別と分断とその細分化が、自公政権のもと進められている。
従来の労働者保護のための労働基準法・基準行政が、大きく解体されようとしているのだ。

万円未満の低所得階層は全体の34%であり、労働者の格差がますます拡大・固定化されている。
本年9月の実質賃金は2・4%減で、18ヶ月マイナス連続だ。そのうち労働者の約7割を占める中小企業の労働者、全労働者の3割を超える非正規2200万人の生活危機は深刻度を増している。本年10月、飲食料

品は約5%の値上がりが続いている。
年末闘争で生活一時金をかちとろう!そして、法定最賃に貼りつく低賃金労働者の仲間を呻吟している。全国どこでも最賃1500円以上を実現しよう!

その「労働法の近未来」とは、フリーランス支援、働き方の多様化の美名のもとに、労基法から労働者・事業場という枠を外して、実体的規制において、「実労働時間規制(守る)から、(自己)管理を「支える」ことを中心とした)健康保護へと、労働時間規制を大きく転換するものである。すなわち、上層の労働者のフリーランス化(委託業務

化をめざすもので、法定労働時間制は存続するが、労使協定でも労使委員会の決議でもなく、「労使コミュニケーション」によって可能とするという。
結局は、労働者の上層と下層はフリーランス化して、中間の限定社員や非正規労働者には実質的に時間規制が及ばず、低賃金状況が変わらない「新時代」となる。労働者概念を転換して、総フリーランス化で、労基法のいらぬ世界が想定されている。

この近未来にむけて今、職場で直面するであろう、解雇無効時の金銭解決制度、裁量労働制の拡大、無期転換ルール見直しと特例制度の脱法雇止め容認問題、シフト制労働の規制問題などがあり、これを許してはならない。
24春闘で、大幅賃上げをかちとっていきましょう!!

- スケジュール
11/30(木) 18:30~ 24けんり春闘発足総会・学習会 @東京全水道会館
12/9(土) 「不当労働行為対策」講座第2回 13:30~(Web併用) 主催:ユニオン・合同労組連絡会
12/11(月) 15:30~ 岩手県労働局へ最賃再改正申入れ

賃金競争 最闘 1500円を実現しよう！ 早急に全国一律の最低賃金

低すぎる最低賃金

10月から全国で新最低賃金が発効した。新最低賃金は、全国加重平均で43円引き上げられ、1004円となる。欧米諸国の最低賃金は円換算で1800円を超え、2000円台を実現している。日本の最低賃金は、欧米諸国の半分以下の額である。改正後の最高額が東京の1113円、最低額が岩手の893円で、最高と最低の地域間格差は220円となり、前年より1円格差が拡大している。

地方からの反乱

今年の最低賃金改正の最大のトピックは、Cランクの引き上げ額がA・Bランクの引き上げ額を大きく超えたことである。

国	適用	最低賃金
イギリス	23.4~	1898円
フランス	23.5~	1820円
ドイツ	22.10~	1896円
アメリカ(連邦)	09.7~	1085円
カリフォルニア州	23.1~	2320円
カナダ	23.1~	1703円
オーストラリア	23.7~	2203円
ニュージーランド	23.4~	1996円

今年4月に公表された中央最低賃金審議会の目安全

員協議会報告では、これまでの4ランクから3ランクにし、最高額に対する最低額の比率を高めることで格差を縮小するとした。しかし、比率ではなく絶対的な金額格差縮小を求める声が強くAランクの平均引き上げ額が41.2円に対し、Cランクは平均44.4円と、3円以上高い引き上げ額となった。これまでほとんどなかった逆転現象である。

取り残された岩手

こうした中、岩手ではCランクの中で唯一、目安通りの39円(4.7%)の引き上げとなったため、引き上げ額も最低、最低賃金額393円も全国最低となった。

また、盛岡市における2023年8月の消費者物価指数は5.2%、9月は5.1%と既に岩手の最低賃金の引き上げ率を超えている。今年の中央最低賃金審議

会の目安の議論では、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことが大きな問題となり、公益委員見解の中で、「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。」としている。2年続けて消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回る緊急事態である。岩手労働局に対し、直ちに最低賃金を再改定するよう要請していきたい。

今年も再改正に取り組もう！

昨年は10月に改定後、物価が最低賃金の引き上げ率を上回り、最低賃金法第12条に基づき、全国で再改定を要請する取り組みが行われた。今年も、既に岩手などのように、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回るところが出ている。2年続けて消費者物価が最低賃金の引き上げ率を上回る異常を放置することは許されない。新最低賃金の周知と、再改定、全国一律1500円の最低賃金実現に向け、職場、街頭で大きな声を挙げよう。

均待 9/22 高橋さん、賃金差別を敢然と証言！ 宮城合同労組

9月22日、盛岡地方裁判所において、同一労働同一賃金を求めて契約社員高橋さんが起こした裁判の証人尋問が午前10時から夕方まで行われました。

裁判所には全国から大勢の仲間たちが支援にかけつけ、傍聴席をいっぱいにして高橋さんの証言を見守りました。

負担が軽いと主張してしました。しかし営業所事務担当者の場合、転勤事例は10年以上の長い間全国でたった5件しかなく、しかもその移動は短距離であり、転居を強いられるほどの距離ではないことも、原告側霜越弁護士の反対尋問を通してさらに立証されたと言えます。

会社側はこれまで高橋さんが正社員登用を拒否していたと主張を行っていましたが、しかし、原告側は、この主張が一方的なものに過ぎないことを、証拠を挙げて明らかにしました。

高橋さんは、会社側弁護士との質問に対して終始自信を以って敢然と回答しました。裁判官の質問に対しても整然と回答しました。会社側が表にした高橋さんの行っている業務以外にもいくつか業務を行っていたことを回答しました。契約社員で賞与の出ない高橋さんの年収は同じ仕事の正社員よりずっと低いものでした。

また会社側はこれまで、正社員には配置転換が求められる、契約社員である高橋さんには求められないので



9.22 盛岡地裁前で宣伝活動

から、生活費をアルバイトで補ってきました。裁判官からのアルバイトに関する質問に対してもはっきり回答しました。夕方、一日がかりの証人尋問が終了。満席の支援者は、高橋さんの頑張りや霜越弁護士の確かな尋問を目の前にして、勝利判決を確信することが出来ました。

来年1月12日、公開の口頭弁論が行われます。公正判決を要請する署名活動を予定しています。共に闘いましょう。

10・1

第28回定期大会を開催

ユニオン北九州

10月1日、八幡西生涯学習センターで第28回定期大会を開催しました。

経過報告では、松田産業、EVモーターズ、イワサキなどへの集中連帯行動での取り組みや、各職場での労働条件改善の活動、外国人実習生問題への取り組み、築城座り込みや平和ネット、岩国行動、狭山などの反戦平和・反差別の取り組みが報告されました。



なりました。

今年も手作りの大会で、差し入れのサーターアンダギーやお茶、コーヒーなどをつまみながら少し休憩を取った後、第二部が始まりました。参加した組合員や共闘関係の仲間にマイクをまわし、それぞれが自分の思いや、活動の報告を行いました。以前、シエルターにいた実習生のQさんも、山口から駆けつけ、新しい会社で元気で働いていることを報告してくれました。最後は、新たな一年を皆の団結で頑張ろう、との決意を固めました。

10・25

ヘルパー国賠訴訟控訴審第2回判決は来年2月2日

10月25日、東京高裁にて第2回期日が開かれた。

証人尋問で山根純佳氏は介助事業所のアンケート調査を証言し、福祉の「準市場による淘汰」とは実際には低報酬帯の利用者を淘汰している経営状況が示された。

また控訴人が意見陳述した。伊藤みどり氏は自身の訪問実績の時間割と報酬の変化を比較して「制度によって加速された人手不足の問題」を、藤原るか氏は介護

現場で頻発する「キャンセル」とは、利用者不在の時間を他の利用者に行けばよいのではなく、約束を忘れた認知症の方を近隣まで探しているという現場の実態を、佐藤昌子氏は事業所の営利／非営利の運営方針の二極化と「収益になりづらい利用者・遠方の利用者」への業界全体からのしわ寄せについて、制度がもたらした問題について話した。判決は来年2月2日の11時より515号法廷にて出



10/25 ヘルパー国賠訴訟「報告会」

10・14

介護現場を守る東京集会報告

東京南部ケアワーカー連絡会

介護保険の改悪が迫るなか、介護労働者を主体とした10・14集会実行委員会主催で「あなたのオムツは誰が替える？ケアに満ちた社会をめざして！」と題する集会が、上野区民会館にて開催されました。参加者は、会場に45名オンライン参加者70名と盛況で、介護現場の危機意識の高まりを感じ

させる集会となりました。講師陣も山根佳純さん(実践女子大教授)、脇田滋さん(龍谷大名菅教授)、日下部雅喜さん(大阪社保協)と多彩な顔ぶれで、自身の濃い集会となりました。介護現場は度重なる介護保険の改悪、慢性的人手不足、低賃金、介護事業所の過去最高の倒産件数とコロナ危

機も手伝って介護崩壊寸前という状況を呈しています。今回の集会の成功を基礎に11月24日(火)厚労省・財務省交渉に多くの方々の結集を呼びかけたいと思います。ケアに満ちた社会の実現は、人が人として生きるためになんとしても成し遂げていかねばならないものなのです。(加辺正憲)



10/14 介護東京集会

されるが、年内に控訴人らが裁判所まで提出する最後の署名によって、行政の作為的な福祉解体を共に止めよう。(東京南部・一之瀬)



8・26

今後も団結をより強く、助け合いの精神で

大鵬薬品工業労働組合

新型コロナウイルスも5類になり、共闘労組との交流学習会など行事が開催出来るようになりました。また、今年の定期大会は、3年ぶりに来賓を招いての開催となり、少しずつですが新型コロナウイルス流行前の状況に戻りつつあります。会社との交渉も三中全会ではなく、対面での交渉が再開されました。取り組んでいる議題とし

ては、昨年同様、組合加盟している契約社員3名の内2名は無期契約を勝ち取り、残りの1名も無期契約の権利は有するが、あえて有期契約に残り、契約社員の労働条件向上を目指して交渉することになりました。進捗としては、長年交渉を続けて来た契約社員の住宅手当の支給（正社員の7割）は、勝ち取る事が出来まし

たが、まだまだ納得のいく内容ではないので今後も継続して交渉していきます。2023春闘の取り組みとしては、コロナ禍の影響もあり、例年通りの賃上げで妥結となりましたが、全社員対象に物価高騰による一時金10万円を勝ち取り、2月に支給されました。今後も団結をより強く、助け合いの精神で組合活動を行っていききたいと思いま

10・21

第35回定期大会

東京労働組合

2023年10月21日、ハイレイフプラザいたばしに



て全労協全国一般東京労働組合第35回定期大会を行いました。

今期は「組織化と争議支援・職場闘争と格差是正を軸に闘いを進めよう!」、「差別・ハラスメント・貧困のない共存社会を実現しよう!」を重点的取り組みのスローガンとし、現状の厳しい情勢を切り開くためには「職場組合の闘争力強化」、「組合活動を強化するための更なる組織拡大」、

「非正規労働者の格差是正・長時間労働是正の闘い」を中心に運動を進めていくことを確認しました。来賓を含め約60名が参加し、質疑応答では9名の組合員から職場での闘いや2024年に向けての課題等が報告されました。

なお、東京労組35期の最初の取り組みとして、11月24日に23秋季年末統一行動を行います。争議解決に向けた社前集会和、最低賃金今すぐ一律15000円を目指すためのビラ情宣を行う予定です。

11・5

東部労組第50回定期大会 搾取と戦争に反対する階級的労働運動の方針を確立

東京東部労組は11月5日、第50回定期大会を葛飾区内で開催し、争議・職場闘争と反戦運動などの政治闘争を一体で取り組むことで搾取と戦争・差別の廃絶をめざす階級的労働運動の方針を確立した。

冒頭、菅野委員長が「闘いに立ち上がった労働者に対して資本家は卑劣な不当労働行為を仕掛けてくるが、それは恐怖の裏返しだ。労働者の団結と闘いで資本家をもっと震え上がらせよう」とあいさつ。続いて全国一

般全国協の平賀委員長から来賓の方々から連帯の発言を受けた。

議案討議では55年前の結成大会で決定した階級闘争と社会主義の路線に立った東部労組の基本方針を足掛かりに組織綱領を今後作成していくことを提起し採択された。「イスラエルのパレスチナ人民虐殺に反対しよう」「ロシア・ウクライナ戦争への加担に反対しよう」「日本政府の大軍拡・改憲の戦争政策を許さない」「労働者人民への抑圧と差

感想文

全国協第33回大会に参加して…

東京南部 村上 仁



今回、はじめて全国協の

印象がある。

わたし自身、福祉労働

大会に出席した。所属労組の報告を通して各地各業種が抱える現場の問題を知れたことが良い経験になった。また、各労組の報告のなかでも、とりわけ、福祉労働についての報告が多かった

（障害者介助）に従事しているが、労働問題が社会的な問題に直結する地点に福祉労働は存在しているとなつねづね感じている。とりわけ、中小事業所の組合活動は、現場が基礎にあるべきだとはいえ、現場の外へと



組合活動を展開するような横断的運動をしないことには、福祉労働者としての運動は成立しないように思う。全国協が取り組んでいる最賃運動のような地域ごとの横断的運動を、福祉労働においても（とりわけこれは介護報酬などに関わると思うが）、もっと取り組んでいけたらいいのかもしれない、そう思った全国協大会だった。

NOVAの人権侵害を許さない!

ゼネラルユニオン

NOVAの英会話講師が、大阪弁護士会人権擁護委員会へ人権救済申立を行いました。

NOVAの講師は、病気で1日休むだけでも医師の診断書の提出が就業規則によって義務付けられています。体調が悪くても、無理をしてでも、新型コロナウィルスに感染していても診断書を取るために病院を受診しなければなりません。例えばこうです。

Aさん：「職場で38・7度の熱が出たので帰宅を申し

出た。上司は診断書を要求した。私は新型コロナウィルスに感染しているのではないかと心配で、診断書

(3500円)、診察料と薬代(2000円)に加えて、新型コロナウィルス検査(8000円)も支払った。これは当日の給料を失った上であった。」

Bさん：「ある土曜日、私は下痢をした。私はインストラクターのマネージャーから、医師の診察を受け、その診察を証明する書類を入手する必要があると告げ

られた。そう告げられたとき、私の主治医の診療所はすでに閉まっていた、翌週の月曜日まで開いていなかった。その頃には、予想通り下痢は治っていた。だから、医者にかかる必要はなかった。仮に受診したとしても、医者は何も治療することはなかっただろう。その結果、その月の手当はなくなった。」

ただし、この規程は、雇用講師のみに課せられた義務であり、NOVAで働く正規職員にはそうした規程はありません。

NOVAはその理由を、「手当支給における正当性の判断をするにあたって必要」、また「契約更新、

注意や処分を適切に判断していくためにも必要」、そして「理由のない欠勤ではないかを確認していくためにも必要」と述べています。要するに、「病気だと嘘を言って休まない様に医師の診断書が必要だ」と主張しています。許されません。あの!NOVAは今でもこのような重大な人権侵害を行っています。「多文化共生」の社会を築いていくにはこうした深刻な人権侵害が行われている現実を一つ一つ解決することが必要です。

闘うNOVAの講師たちへの支援を呼びかけます。(副委員長 川口英治)

この講座で学んだことは私たちのユニオンでの学習会でもぜひ紹介し、学びを共有したいと思います。(きょうとユニオン 委員長 笠井弘子)

突然の「異動命令」は、「大阪のなんば店で修理・修繕担当のみの業務で異動せよ」であった。到底納得できるものではない。Yさんは東横イン労組・東部労組に加盟し、不当配転撤回を求め、また、「消防法に基づきメンテナンスのあり方について」も団交で訴えた。10月27日に行われた第1回団交では、異動先のな

んば店への配転条件が、賃金の減額はしないなど若干の前進回答が引き出され、また、消防法・他の違反問題では、一定程度追及し追い込むことができている。現在は同僚のIさんが組合加入する中、Yさんは引き続きメンテナンス部に復職することを求め、大阪なんば店への異動には異議を留保しつつ、11/13からの異動にに応じている。

Yさんは当面の対応として、①引き続きメンテナンス部での雇用を継続せよと訴え、②消防法に基づきメンテナンスとコンプライアンスの遵守を求め、③「冬期一時金の支給」などを、第2回の団体交渉を要求中である。大阪全労協も交え東横イン労組として、早急な団体交渉の開催を求めているが、会社側が応じていない。引き続き皆さんの強力なご支援をよろしくお願ひします。(副委員長 渡辺啓二)

ユニオン・合同労組連絡会の第2期オルガナイザー養成講座報告

第2期「オルガナイザー講座」、第1回目は「不当労働行為への対処法と労働委員会の活用」です。講師はプレカリアート・ユニオンの清水執行委員長と稲葉書記長。プレカリアートユニオンのマスコット、オオサンショウウオのぬいぐる

みが演じる寸劇を交えての解説は楽しくわかりやすいものでした。まず、「不当労働行為とは何か」が説明され、続いて、労働三権について、具体的な事例を紹介しつつの解説があり、それをもとに労働組合法第7条に規定さ

れる「不当労働行為」の4つの類型についての解説がありました。ここでは、寸劇で紹介された事例が、どの不当労働行為にあたるのか?といった問いかけをもとに討論が進みました。また、現在の労働委員会の問題と課題が説明されました。

この講座で学んだことは私たちのユニオンでの学習会でもぜひ紹介し、学びを共有したいと思います。(きょうとユニオン 委員長 笠井弘子)



東横イン本社購買・メンテナンス管理部からの不当配転は許せない!

東横イン本社メンテナンス部で勤続15年のYさんは、担当部長から不当にも疎まれ、「噂話の類い」まで持ち出されて中傷の上、メンテナンス部の仕事からの「異動命令」を出された。

メンテナンス部での仕事は、西日本の東横イン店舗を回り、消防法・他の関連法に適合するよう点検・整備・工事をする仕事である。自宅のある姫路から、中国・四国・九州の店舗へ直接出向き、土日にしか自宅に戻らないという過酷な日程のメンテナンス労働である。

しかし、こうした中で突然の「異動命令」は、「大阪のなんば店で修理・修繕担当のみの業務で異動せよ」であった。到底納得できるものではない。Yさんは東横イン労組・東部労組に加盟し、不当配転撤回を求め、また、「消防法に基づきメンテナンスのあり方について」も団交で訴えた。10月27日に行われた第1回団交では、異動先のな

んば店への配転条件が、賃金の減額はしないなど若干の前進回答が引き出され、また、消防法・他の違反問題では、一定程度追及し追い込むことができている。現在は同僚のIさんが組合加入する中、Yさんは引き続きメンテナンス部に復職することを求め、大阪なんば店への異動には異議を留保しつつ、11/13からの異動にに応じている。

Yさんは当面の対応として、①引き続きメンテナンス部での雇用を継続せよと訴え、②消防法に基づきメンテナンスとコンプライアンスの遵守を求め、③「冬期一時金の支給」などを、第2回の団体交渉を要求中である。大阪全労協も交え東横イン労組として、早急な団体交渉の開催を求めているが、会社側が応じていない。引き続き皆さんの強力なご支援をよろしくお願ひします。(副委員長 渡辺啓二)

基地ノ一の声を市民とともに

連帯やまぐち

毎月1・11・21日に岩国市で、愛宕山見守りの集いが開かれる。基地問題を始めとした岩国の市民運動の拠点・情報共有の場となっている。連帯労組からも見守りの集いに参加し、組合活動の紹介もしつつともに闘っている。

昨年年末米兵が中古車店から新車を盗難し飲酒運転して追突・人身事故を起こした。米兵は基地内に逃げ込み、逮捕できなかった。被害者が実名でメディアにも出て告発し、地位協定見直しを求める署名活動を始めた。見守りの集い参加者も街頭署名活動を行い、被害者を支えた。県警による任意捜査、起訴、初公判まで6ヶ月かかった。10日後、懲役2・5年執行猶予4年の判決が出された。被害者は車両代530万円の弁償を加害者・米軍に対して求めるが簡



愛宕山見守りの集い

単ではなく、時間も金もかけて民事訴訟を起こさなければならぬ。
11月4日未明には、酔った海兵隊員が市街地で70代女性を殴打する傷害事件が起きた。市長は基地との共存を掲げて、再編交付金だのみの市政を行っているが、懸念されていた事件が起きた。
基地ノ一の声を市民とともに一層あげていきたい。

弔辞 (一部抜粋)

野中さんは、書泉の争議を闘っている時に、総評全国一般東京地本北部支部に加盟しました。争議団の闘いを軸にしなが、高橋オルグに連れまわされて飲めない酒を好きになってしまったと聞きましたが、最初から野中さんは書記長の練習をしていたのかもしれませんが。そして総評解散を迎えて東京労組として自立する過程を、中心メンバーとして、あなたが支えたのです。その後、なかなか労働組合がぱっとしない「失われた30年」が続きましたが、それに向き合いながら、しかし、あなたは全国一般の中小労働運動こそが、その、労働運動の衰退を押しとどめる、そして全国一般が民間労働運動の中心になるべきだと考え、実際に全国一般の仲間を広げること注力していたと思います。

あなたは、全国一般を、東京の、あるいは全国の闘いへと開いていき、東京労組を変えながら全国一般の運動を広げようとしていたのだと思います。全国一般全国協として、労働局申入れをやってくれ、ファミリーマートに申入れしようなどと頼むと、必ず快く応じてくれたことを思い出します。

そういえば野中さんは東京労組の事務所で電話に出るとき、いつも「全国一般です」と言っていました。それは、いろんな流れの全国一般の広がりがあるからだと思います。全国一般を広げることが、この国に民間労働運動を根付かせることになる、昔の幅の広い全国一般の繋がりをもう一度作ろう、と考えていたのでしょうか。

大争議だった書泉争議のイメージやあなたの堂々とした風貌から、あなたを「大胆な武闘派」だと思っている人が多かったように思います。でも実際はとても柔軟で、その時、その場に即して対応する力は抜群でした。相談者にも、細かく、やさしく、僕などはそんなに言うことを聞かなくてもいいだろうと思うくらいに、丁寧に対応していました。組合運動上の方針の議論でも、その態度は貫かれていました。それも、中小労働運動の難しさを知り抜いていたから、自然に出たのかも知れません。そうした労働相談の結果や、組合の闘い方が、今ここに残っています。

野中さんの敷いたレールは、今東京労組にも全国協にも、しっかり残っています。そして何とか新しい力もあとに続いています。少し大げさに言えば「野中路線」は、確実に根付いています。安心してください。

そちらへ行ってもまだウーロンハイばかり飲んでいませんか。僕もそんなに遅れずにそちら行くと思いますが、僕が行ったら僕もウーロンハイを飲むから、たまにはビールも付き合ってください。そして、それまで、やはりひどい世の中が続きそうなので、「戦争反対」「大幅賃上げ」「最賃全国一律1500円」などと叫んでいてください。その声に導かれながら闘い、そのうち僕もその声のもとへ向かいます。

そちらへ行くまでは、野中さんの思いを反芻して、しばらく頑張ります。ちょっと待っていてください。



2023年10月28日

全国一般労働組合全国協議会 副委員長 大野 隆